

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をご利用の皆様、

2019年10月から、消費税は標準税率は10%に引き上げられます。
その際、「飲食料品の譲渡（購入）」は、軽減税率（8%）が適用されます。

消費税法にもとづき、外食などは、標準税率（10%）の適用ですが、
「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」で提供される食事については、
「入居者」に対し、「一定の金額基準」を満たす場合のみ、軽減税率（8%）となります。

食事の提供について、軽減税率の対象となるのは**「入居者」の方のみ**です。（入居者にも一部例外があります）
ご家族等の来訪者、外部利用者、職員等への食事の提供は10%となります。

「金額基準」は、
「1食につき640円(税抜)以下」かつ「1日の累計額が1920円に達するまで」が8%の適用です。

* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の事業者にお問合せください。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

軽減税率対象:8%

標準税率対象:10%

テイクアウト・
宅配等



外食

ケータリング等



有料老人ホーム等で
行う飲食料品の提供



飲食料品

（食品表示法に規定する食品）

人の飲用又は食用に供されるもの

酒類

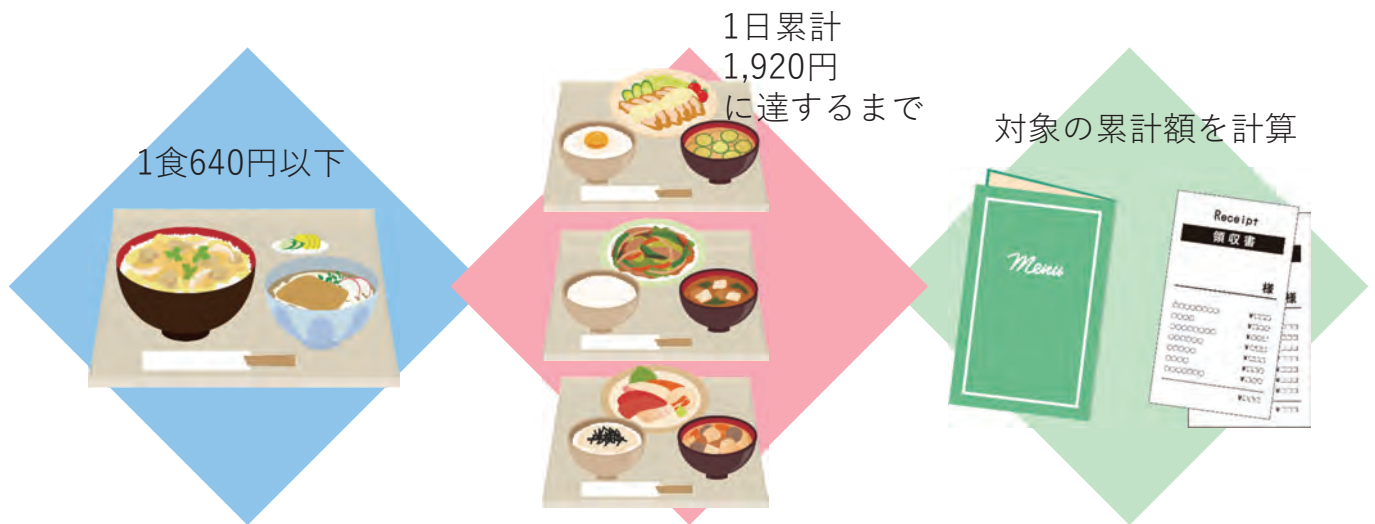


医薬品・
医薬部外品等

有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」の軽減税率(8%) 「金額基準」の考え方

- 1食につき640円（税抜）以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算してよい

* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まいの事業者にお問合せください。



■ 1食につき640円以下であるもの

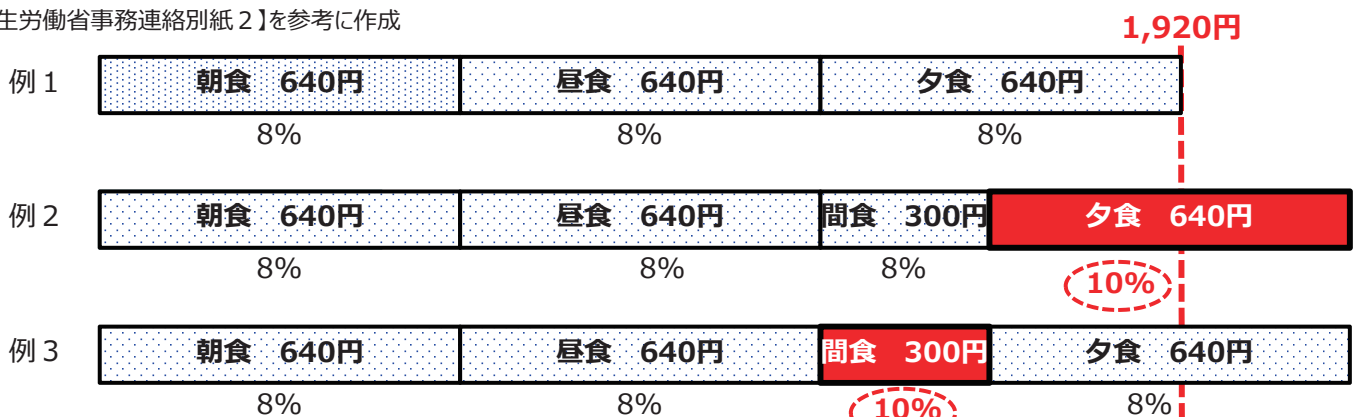
640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

【厚生労働省事務連絡別紙2】を参考に作成



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

この資料は、平成30年度厚生労働省老人保健増進等事業として、公益法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。

* 作成協力：一般社団法人全国介護付きホーム協会、一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、一般社団法人高齢者住宅協会